

## 荒川区立小中学校

### 「特別支援教育支援員」（会計年度任用職員）を募集します！

教員採用を目指す方、教員経験や免許を活かしたお仕事をご希望の方、ご応募をお待ちしています！



- 1 応募資格 (1) 教育職員の普通免許を現に有する方（更新の有無・種別は問いません）、又は採用予定日までに同免許を取得見込の方  
(2) 特別支援教育への深い理解と児童生徒の支援に十分な体力をお持ちの方  
(3) 地方公務員法第16条各号及び学校教育法9条各号のいずれにも該当しない方（※注：次項）
- 2 勤務内容 荒川区立小中学校の通常の学級または特別支援学級における、身体、知的、発達及び情緒等に障がいのある、教育上特別な支援が必要な児童生徒の日常生活介助及び学習活動支援
- 3 勤務場所 荒川区立小中学校
- 4 雇用期間 令和7年9月1日～令和8年3月31日  
勤務成績が良好な場合は、翌年度に再度任用される場合があります。  
（原則65歳未満の場合に限る。）
- 5 勤務時間 週30時間勤務（1日6時間勤務、8時30分～15時15分、休憩45分）  
※ 年数回の校外学習・宿泊学習、月1回程度の授業公開日（土曜日）に従事する場合があります。
- 6 待遇等 月額 約233,372円（採用までの給与改定等により変更する場合あり）
  - ・ 交通費は別途支給（限度額あり）、期末・勤勉手当の支給あり
  - ・ 共済組合（短期）、厚生年金、雇用保険に加入
  - ・ 年次有給休暇・夏季休暇・慶弔休暇ほか
  - ・ 原則として採用日から1カ月は条件付採用  
ただし、任用後1カ月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで延長します。
- 7 募集人員 1名（決まり次第、募集を終了させていただきます。）
- 8 選考 小論文及び面接  
※ 書類選考の結果（合格の場合は面接日）については、別途ご連絡します。
- 9 申込方法 事前に電話連絡の上、次の書類を持参または郵送（簡易書留）により提出してください。【提出期限：7月25日（金）必着】
  - (1) 荒川区立小中学校特別支援教育支援員（会計年度任用職員）採用選考申込書（様式1、※荒川区HP掲載）又は市販の履歴書（応募動機を記載）
  - (2) 教員免許状の写し
  - (3) 小論文「特別支援教育における児童・生徒へのかかわり」について（様式自由・800字程度）

【問合せ先】荒川区立教育センター 特別支援教育係  
電話03（3802）3111(代) 内線3335  
〒116-0002 東京都荒川区荒川3丁目49-1

※注

応募資格（３）地方公務員法第１６条（欠格条項）各号及び学校教育法９条各号は  
下記のとおり

**地方公務員法 第１６条（欠格条項）**

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

**学校教育法 第９条（欠格条項）**

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第１０条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第１１条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、３年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者